

障害者自立支援法の 円滑な施行に向けて



障害者自立支援法

障害者が地域で安心して暮らせる 社会の実現をめざします

はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと

サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと

支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法のポイント

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編

障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供

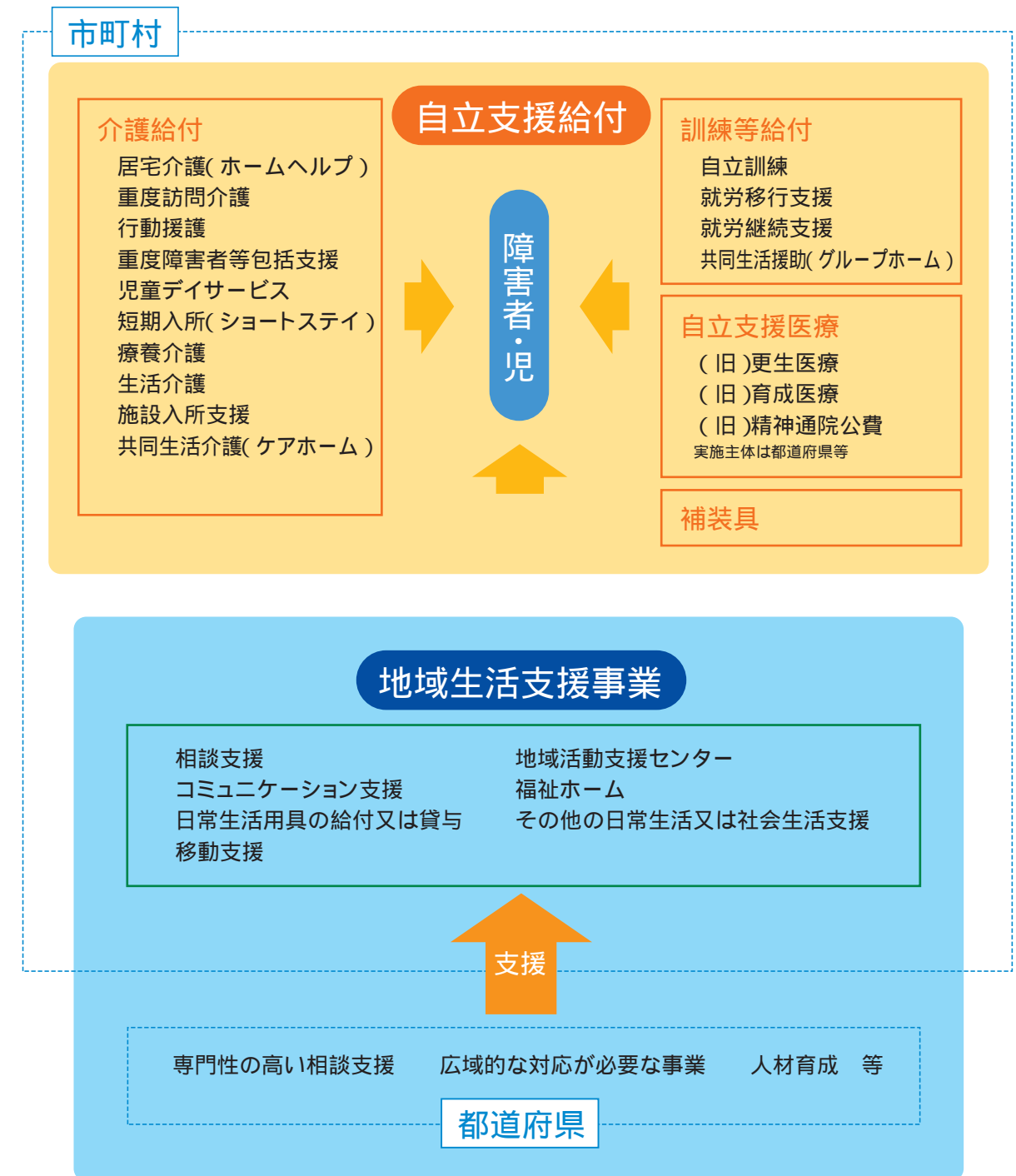
サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実

就労支援を抜本的に強化

支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



福祉サービスの新体系

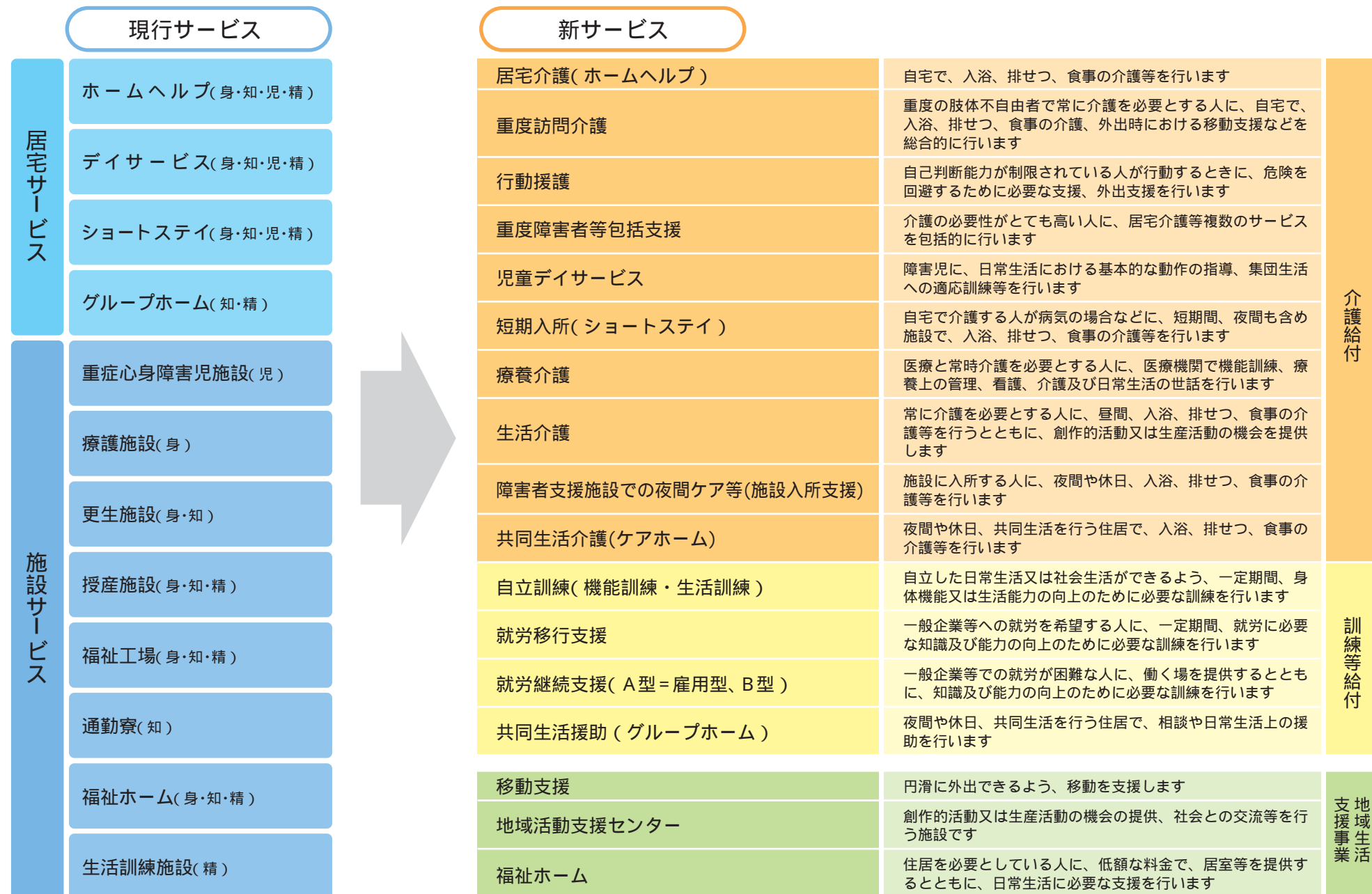
サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。



福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

見直し後

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

- 療養介護
- 生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型=雇用型、B型)
- 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

市町村事業

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

都道府県事業

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。



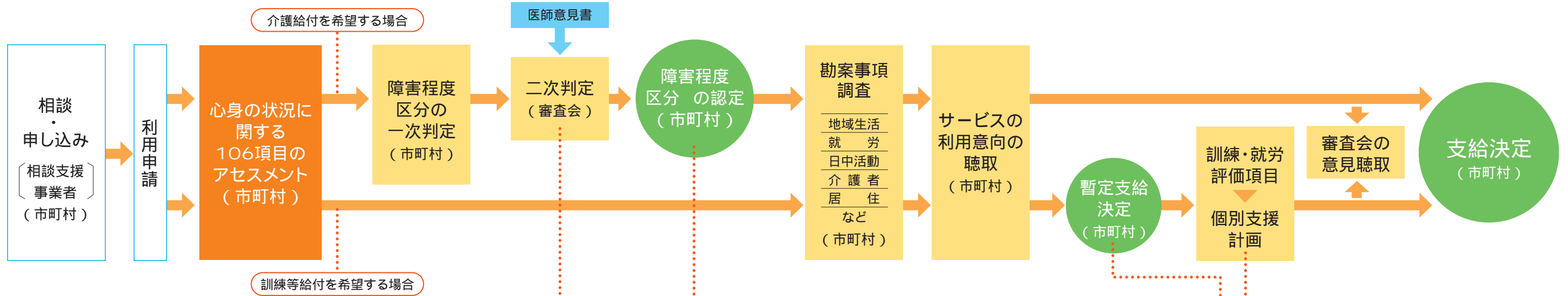
利用の手続き

支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

介護給付では区分1～6の認定が行われます

一定期間、サービスを利用し、ご本人の利用意思の確認

サービスが適切かどうかを確認

確認ができたなら、評価項目にそった一人ひとりの個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます

障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

利用者負担の仕組みと改善策

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
定率負担	1 利用者負担の月額負担上限額設定(所得段階別)					
	3 福祉型個別減免	2 月額負担上限額の軽減(経過措置)			3 医療型個別減免 (医療、食事療養費と 合わせ上限額を 設定)	
食費・ 光熱水費	4 高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					
	5 補足給付 (食費・光熱水費 負担を減免)	事業主の 負担による 就労継続支援A型 事業(雇用型)の 減免措置			7 食費の 人件費支給に よる軽減措置 (経過措置)	
8 生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)						6 補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減)

1 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

2 通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、月額負担上限額は4分の1になります

通所施設(事業)、ホームヘルプを利用する場合、経過措置として、資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減の対象になります。なお、20歳未満で入所施設を利用する場合は、資産が一定以下であれば月額負担上限額を2分の1に軽減します。

通所施設(事業)を利用する場合には、低所得2であっても、3,750円となります。

通所施設(事業)、ホームヘルプ利用の場合

区分	月額負担上限額
低所得1	3,750円
低所得2	6,150円 (通所施設(事業)のみ、もしくは通所施設(事業)と短期入所利用の場合、3,750円)
市町村民税課税世帯 (所得割16万円(注1)未満)	9,300円

月額負担上限額の軽減の対象となる資産の状況(注2)

	預貯金等の額
単身世帯	500万円以下
家族同居	1,000万円以下

(注1)収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。
(注2)預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

3 入所施設、グループホーム・ケアホームを利用する場合、個別減免があります

福祉型個別減免

入所施設(20歳以上)やグループホーム・ケアホームを利用する場合、低所得1、2の世帯であって預貯金等(注)が500万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

具体的には、入所施設(20歳以上)では、収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、加えて就労収入についても、24,000円までは就労収入が控除され、定率負担はなくなります。24,000円以上の就労収入がある場合には、24,000円を超えた額の30%と24,000円を合わせた額と、実際の就労収入との差額の50%を利用者負担の上限額とします。就労収入以外で66,667円を超える収入がある場合は、66,667円を超えた額の50%を利用者負担の上限額とします。(食費・光熱水費の就労収入控除については次ページ5を参照)

グループホーム・ケアホームでは、収入が66,667円までの場合は利用者負担はなく、加えて就労収入についても24,000円までは就労収入が控除され、定率負担はなくなります。24,000円以上の就労収入がある場合には、24,000円を超えた額の30%と24,000円を合わせた額と、実際の就労収入との差額が、40,000円までの場合は15%、40,000円を超える場合は50%を利用者負担の上限額とします。(注)預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は除かれます。

医療型個別減免

福祉サービスにあわせて、療養を行うサービスを利用又は施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

(20歳以上の入所者の場合)

適用に当たっては個別減免同様の所得区分、資産の要件があります。適用される場合の利用者負担等の上限額は収入額からその他生活費(25,000円、障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護を利用する方は28,000円、65歳以上の方は30,000円)を差し引いた額となります。

(20歳未満の入所者の場合)

20歳以上の場合と異なり、資産要件はありません。地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて所得区分に応じ50,000円から79,000円)となるよう、上限額の設定を行います。さらに18歳未満の場合には教育費相当分としてその他生活費に9,000円を加えます。

4 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、4区分の月額負担上限額は同じです

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、低所得2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、24,600円が上限となります。

5 6 7 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には施設における費用の基準を設定し(58,000円)、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療養施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円)が残るように補足給付が行われます。就労収入がある場合、24,000円までは全額、24,000円を超える場合は超えた額の30%と24,000円を合わせた額が控除されます。つまり、就労収入が24,000円までは、食費等の負担は生じないこととなります。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて低所得世帯、一般世帯(市町村民税所得割160,000円未満世帯)^(注1)で50,000円、一般世帯(市町村民税所得割160,000円以上世帯)で79,000円)となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

通所施設等では、低所得、一般世帯(市町村民税所得割160,000円未満)^(注1)の場合、経過措置として人件費分が支給され食料費のみの負担となるため、おおよそ3分の1の負担となります(月22日利用の場合、約5,100円程度)。なお、食料費は、施設ごとに額が設定されます。

(注1) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

8 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

あなたの利用者負担はこうなります

例示

障害者支援施設(生活介護+施設入所支援)を利用している場合(20歳以上)

生活介護サービス費+施設入所支援サービス費 350,000円 利用される方の年齢 30歳

	生活保護	障害基礎年金2級受給者 (年金月額66,208円(低所得1))	障害基礎年金1級受給者 (年金月額82,758円(低所得2))	一般
サービス利用料	0円	15,000円	24,600円	35,000円
個別減免後	0円	0円	8,045円	
食費等実費負担	58,000円	58,000円	58,000円	58,000円
補足給付後	0円	41,208円	46,712円	
合計負担額	0円	41,208円	54,757円	93,000円
(手元に残るお金)		25,000円	28,001円	

収入が障害基礎年金のみである場合

グループホームと通所事業を利用している場合

グループホームのサービス費 60,000円 通所事業のサービス費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者 (年金月額66,208円(低所得1))	障害基礎年金1級受給者 (年金月額82,758円(低所得2))	一般
サービス利用料	0円	15,000円	21,000円	21,000円
個別減免後	0円	0円	1,963円	

収入が障害基礎年金のみである場合

通所事業とホームヘルプを利用している場合

通所事業のサービス費 130,000円 ホームヘルプのサービス費 150,000円

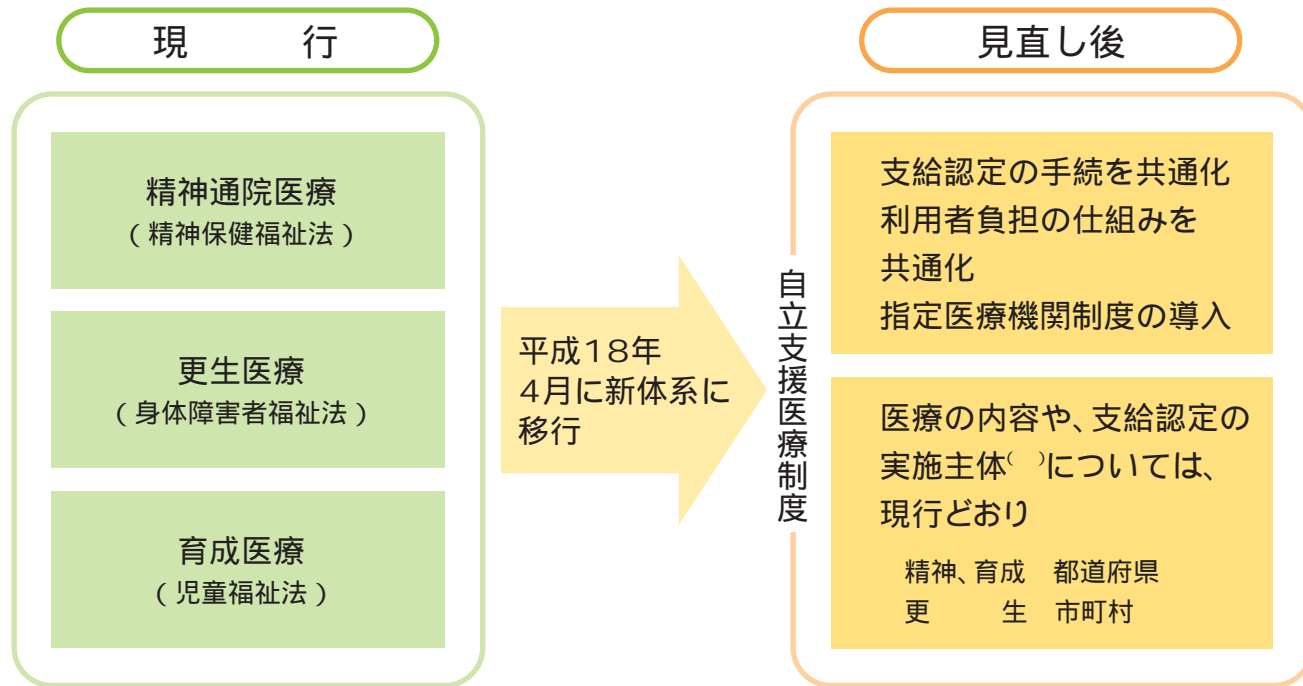
	生活保護	障害基礎年金2級受給者 (年金月額66,208円(低所得1))	障害基礎年金1級受給者 (年金月額82,758円(低所得2))	一般 (所得割16万円(未満))	一般 (所得割16万円以上)
サービス利用料	0円	15,000円	24,600円	28,000円	28,000円
月額負担上限額の軽減後		3,750円	6,150円	9,300円	
食費等実費負担	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円
軽減後	5,060円	5,060円	5,060円	5,060円	
合計負担額	5,060円	8,810円	11,210円	14,360円	42,300円

収入が障害基礎年金のみである場合

(注) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

障害に係る自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変わります。



自立支援医療の利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者 いわゆる「重度かつ継続」）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。



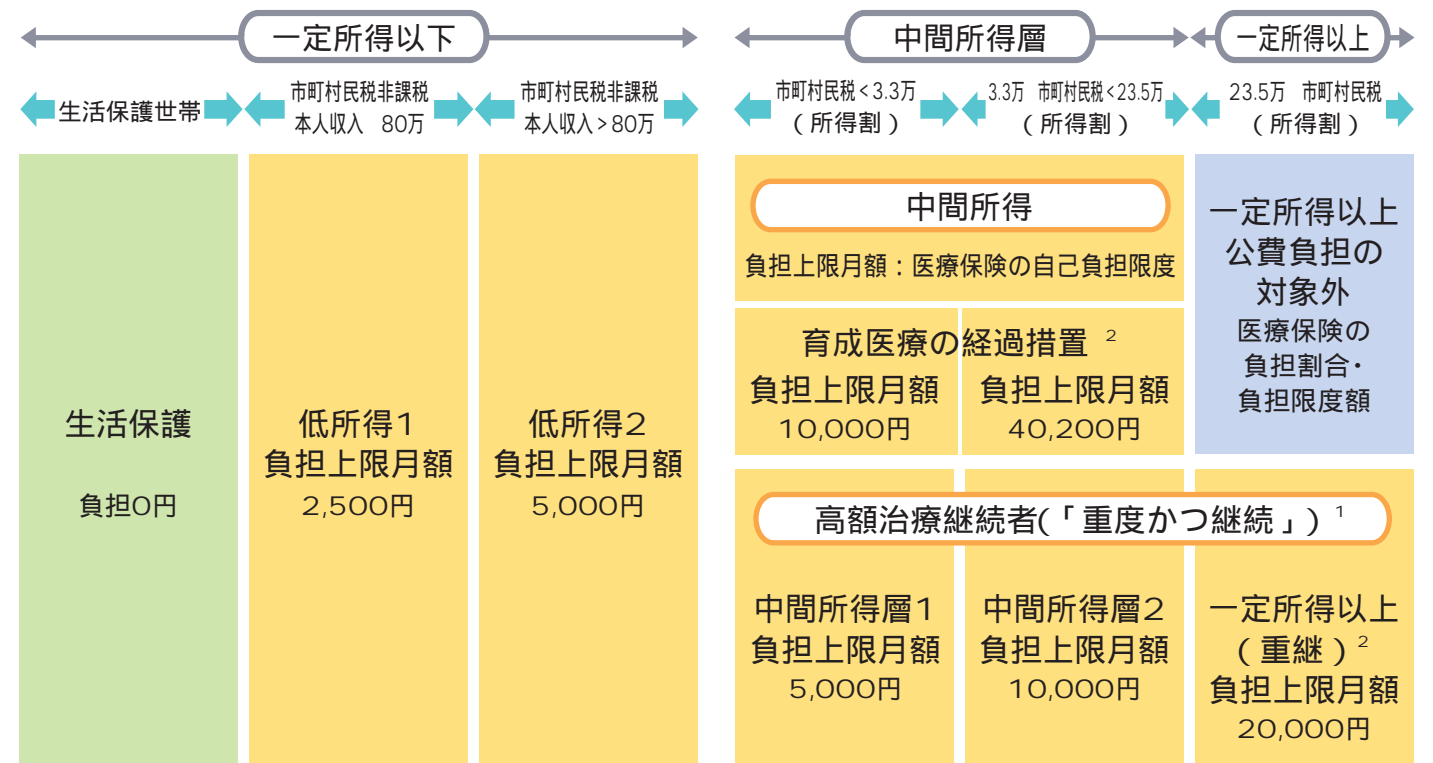
自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）

2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担（部分）
ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。
また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。



1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。
疾病、症状等から対象となる者
更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者
精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
医療保険の多数該当の者。

2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。



補装具の制度

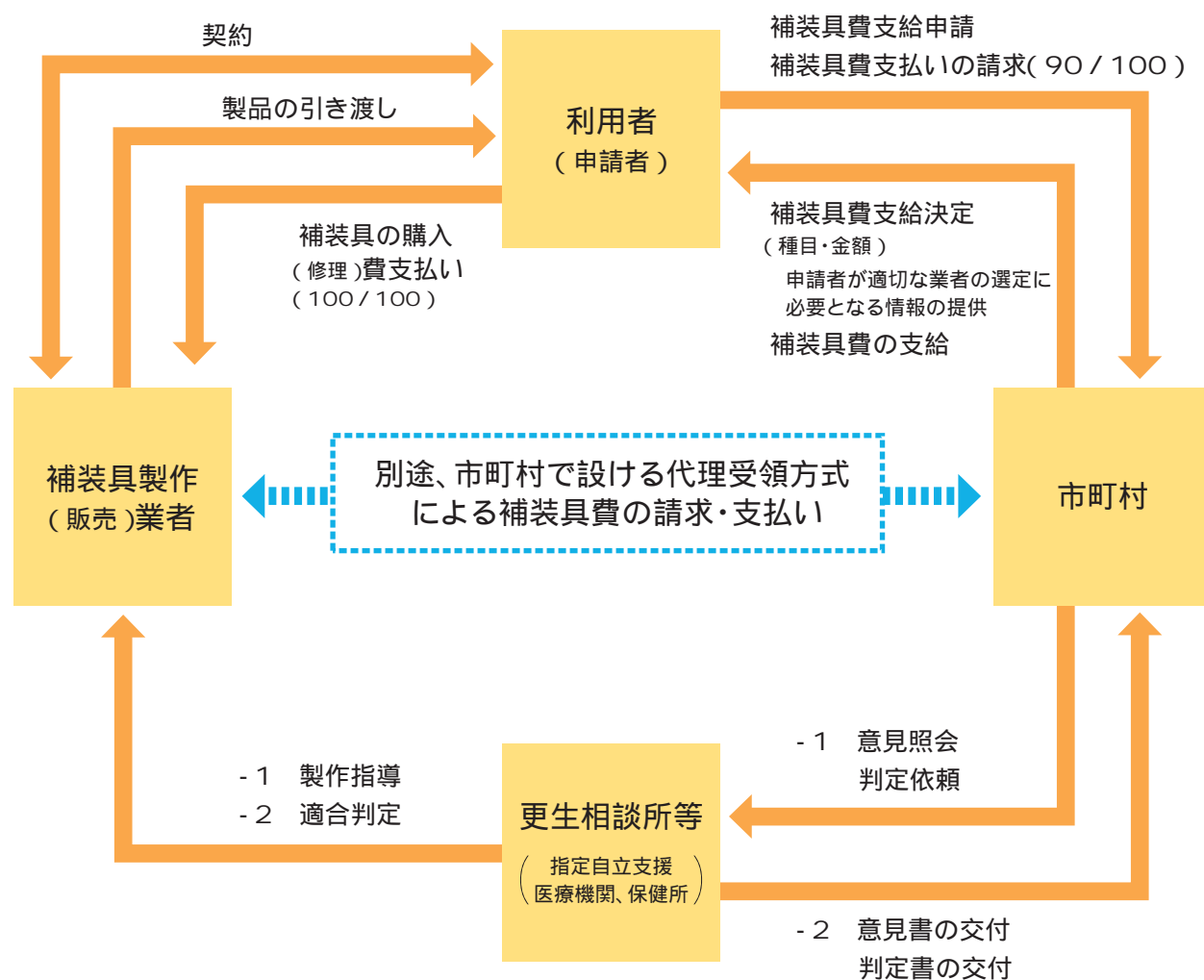
これまでの補装具給付制度が、個別給付である補装具費支給制度に変わります。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
-----	---

補装具費の支給

これまでの現物支給から、補装具費の支給へと大きく変わります。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

補装具費の支給の仕組み



補装具費支給制度の利用者負担

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。ただし、世帯の所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定されます。



区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人又は保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。



障害児施設の利用者負担

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わります。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。

障害児施設(入所)の利用者負担

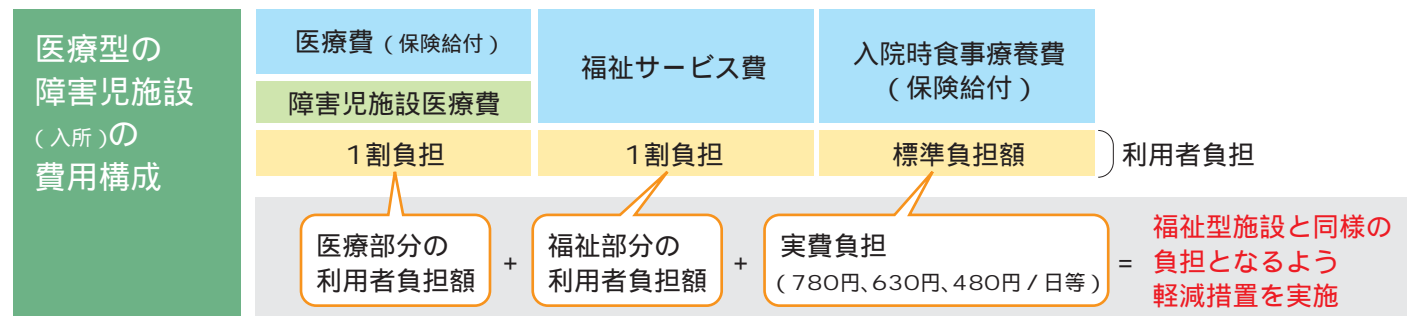
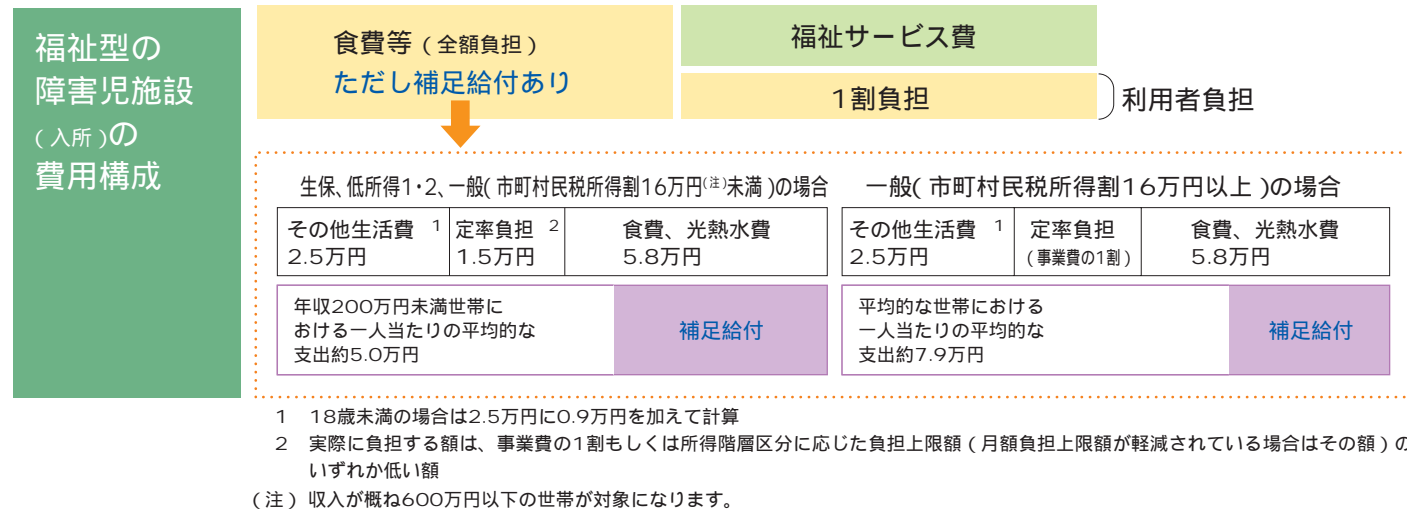
福祉型の障害児施設については、サービスにかかる費用は定率（1割）負担、食費・光熱水費は実費負担となります。定率負担は、経過措置として、資産が一定以下であれば月額負担上限額の軽減（月額負担上限額の1/2）の対象となります。

医療型の障害児施設については、サービスにかかる費用の1割負担（福祉分、医療分ともに）、食費については、入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。

この他、日常生活にかかる費用等が実費負担となります。

福祉型、医療型ともに地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるよう、軽減措置が講じられます。

預貯金等の額が1000万円以下



障害児施設(通所)の利用者負担

定率負担は、経過措置として、資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減（月額負担上限額の1/4）の対象となります。（児童デイサービス等の月額負担上限額の軽減はP11 2を参照）。低所得者世帯については、障害児の通所施設の利用者負担を一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準とするよう、さらに、食費のうち人件費分を給付し、食費の負担を軽減します。一般世帯（市町村民税所得割16万円未満^(注)）の食費負担は、経過措置として人件費が支給され、食材料費のみの負担となります。障害児施設（通所）の20歳未満の利用者も同様です。

預貯金等の額が1000万円以下

福祉型の障害児施設(通所)の利用者負担

事業費14.4万円	定率負担	食費等
低所得1	3,750円	1,540円
低所得2	3,750円	1,540円
一般世帯 (所得割16万円 ^(注) 未満)	9,300円	5,060円
一般世帯 (所得割16万円以上)	14,400円	14,300円

(注) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

医療型の障害児施設(通所)の利用者負担

事業費(福祉)4.9万円	利用者負担		
事業費(医療)4.5万円	福祉部分	医療部分	食費等
低所得1	3,750円	4,500円	1,540円
低所得2	3,750円	4,500円	1,540円
一般世帯 (所得割16万円 ^(注) 未満)	5,900円	4,500円	5,060円
一般世帯 (所得割16万円以上)	4,900円	4,500円	14,300円

食費の人件費分の利用者負担分が含まれます。
(注) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

障害児施設体系の見直しについて

障害者自立支援法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行うこととしています。



障害者自立支援法円滑施行特別対策

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度まで、以下の3つの柱からなる特別対策を実施する。

1 利用者負担の更なる軽減措置

通所・在宅利用者

- ・1割負担上限額を1/2から1/4に引き下げ
- ・軽減対象を収入ベースで概ね600万円までの世帯に拡大
障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

入所・グループホーム・ケアホーム利用者

- ・工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)
- ・個別減免の資産要件を350万円から500万円に拡大

2 事業者に対する激変緩和措置

日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引き上げ(80% 90%)
旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成を実施

3 新法への移行等のための緊急的な経過措置

直ちに新体系サービス等へ移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援を実施

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

2 3 を実施するため、平成18年度補正予算において都道府県に基金を造成

作成・発行 厚生労働省 / 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

厚生労働省 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
ホームページ : www.mhlw.go.jp

社会福祉法人全国社会福祉協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
ホームページ : www.shakyo.or.jp

(平成19年7月改訂版)